

東海能楽研究会 年報

文化年間の藤田流と 習事相手組をめぐる一考察

米田 真理

尾張藩お抱えであった笛方藤田流では、七代目清兵衛のとき、習事の相手組をめぐる事件が起こった。「相手組」とは、上演する脇方・囃子方のメンバーが、習事ごとにあらかじめ定められていることである。この事件については、『名古屋市史 風俗編』で触れられているほか、近年では、大谷節子氏が藤田家蔵の書簡をもとに、具体的な経緯について紹介されている(六龍会平成五年一二月例会)。

事件の概要は、次のようなものである。文化八年(一八一二)、江戸の太鼓方金春流家元である惣右衛門が、尾張藩お抱えの太鼓方役者速水猪左衛門を通じて、乱や道成寺、獅子といった重い習事については、藤田流とは組めない旨を伝えてきた。その理由は、藤田流が江戸にはない流儀であるから、というものであった。確かに、藤田流や

大鼓方石井流は在国の役者であり、江戸では久しく諸流の相手をするのが絶えていた。そこで清兵衛は藩主に上申し、金春八左衛門らの仲介で、五座の大夫や諸役の家元との談判の末、旧来の通り、ほとんどすべての習事について相手組が復活した。ちなみに、藩主もこの結果を喜び、江戸の諸役や仲介役の八左衛門に、内々に褒賞を与えている。

ただし、金春惣右衛門として、唐突に「習事相手組」のことを切り出したわけではないだろう。というのは、当時、江戸の家元格の役者たちにとって、相手組について敏感にならざるをえなかった事情が、文化二・九年に幕府に提出した書上(以下「文化年間書上」と呼ぶ)から窺われるからである。

この書上は、池内信嘉氏『能楽盛衰記』上巻に翻刻されたもの(所蔵者未詳)と、高知県立図書館蔵のものによって確認される。内容は、五座の大夫および大蔵庄左衛門方の習事伝授目

録と、習事相手組、諸座における一調や乱曲などの目録によって構成されている。このうち習事相手組は、習事とする曲や小書を挙げ、次に役者名を列挙して、「右之者共之内相組被仰付可被下候(観世流)など」と記す。すなわち、習事を上演する役者を限定しているわけだが、その基準は「右之者共兼而申合置候二付(喜多流)からわかるように、演出について申し合わせが済んでいることであった。そして、その相手組の中に、藤田流の役者は入っていないのである。

この書上は習事相手組が記された初めてのものであるが、こうした書上の性格は、実は政治と密接な関係がある。先行する享保や元文の書上は、八代將軍吉宗が、五代綱吉・六代家宣時代にむやみに復曲が行われたのを受けて、上演曲目の把握を主目的に提出させたものである。問題の文化年間書上は十一代家斉のときに提出されたものだが、家斉の治世下では、これに先立ち寛政七年(一七九五)にも書

上提出が行われている。この寛政書上では初めて小書名が詳細に記されており、その目的は、十代家治の指南役でもあった観世元章による創作に象徴的な、習事の増加に対する措置であったと考えられる。さらに、文化年間書上では相手組まで明らかにされ、習事に対する把握は一層強固になったのである。

そもそも家斉の時代は、老中首座松平定信によって、質素節約を推奨する寛政の改革が行われていた。定信が寛政五年に失脚した後も、続く文化年間では、新たな老中首座である松平信明によって、緊縮財政路線が引き継がれていた。こうした方針のもと、能役者にも書上を提出させることによって、特別な手当金を必要とする習事の上演に、幾ばくかの制限を加えようとしたのであろう。

このような、幕府という権力を背景とする習事相手組の限定が、江戸在住の家元である金春惣右衛門をして、藤田流とは相手をしない旨を言わしめたので

はないだろうか。ただし、結局は藤田流との相手組が復活したことから、文化年間書上に申告された相手組は、あくまで幕府が直接関与する上演にのみ適用されるもので、尾張藩の事情とは無関係だったということになる。すなわち、幕府と尾張藩の演能体制はそれぞれ独自のものであり、それで有効に機能していたといえるのだが、能役者間には別の論理があつて、書上に記されていない相手組は、敬遠したい心理が働くことがあつたのかもしれない。しかしながら、すでに明らかになつていように、近世の能楽は江戸を中心しつつも、必ずしも一極集中というわけではなかつた。例えば、上方にも、独自の体制があつたわけである。尾張藩の演能も、五座の大夫を中心とする江戸への目配りと、藩内での独自の活動との、両面からとらえられるべきものであろう。

このように、藤田流の相手組をめぐる一件は、幕藩体制下の地方諸藩の能楽を考えるにあつて、たいへん示唆的な問題であるといえる。

「おわび」前号の拙稿で、内山美樹子氏のお名前を誤つて掲載して

しまいました。失礼を深くおわび申し上げます。

世阿弥の修羅能の用語分析

尾本 頼彦

平成九年十一月の六齋会と翌年二月の東海能楽研究会で発表した修羅能に関する検討について、本会の年報第二号（平成十年三月）に、「実盛、頼政グループと清経、敦盛グループの先後関係」と題して骨子の人物像、戯曲としての構成・ドラマ性・主題の訴え方、クセの合戦描写と舞グセ、ワキの登場形式、幽霊という用語の使用という観点からの比較研究であり、結論として、「実盛、頼政グループが清経、敦盛グループに先行する」とした。一方、三宅晶子氏は「世阿弥の物まね論」中世文学四十二号（平成九年六月）で謡舞の形成過程を謡の作詞の分析を通じて考察しておられる。この中で三宅氏は、舞を生み出す言葉として、誰かの動作を表す言葉、感情を表現する言葉、辺りの気色・様子を描写したり、指し示す言葉の三種類に大別

しておられる。そして、舞曲舞の作詞法を先の三種類の言葉をどう使用しているかをもとに調査して、修羅能については、通盛、清経、敦盛の三曲を分析され、「通盛は、夢幻能成立前後の早い時期に作られた舞踊的性格でない所作を演じる曲舞であること。清経は、表意的所作を生む言葉が多用しつつ、所作に優雅な美しさが付加されるよう、花鳥風月に事寄せた叙景や比喩的表現を、適度に配置し、舞がかりの演技が、生み出されていること。敦盛は、言葉の流れを重視した作詞がさらに強調されていること。行動を表す言葉は少なく、しかもそれらは情景描写に直結していること。所作は多重の意味を持たされ、曖昧で暗示的な表現となること。美しく整えられた定型的な舞方があれば、その型が抵抗なく活用できる詞章であること」を示しておられる。

そこで、この三宅氏の分析方法を借用し、通盛、実盛、頼政、清経、敦盛の五曲のクセの比較分析を試みた。分析にあつては、数値化して定量的に評価できるような方法を新しく提案するが、紙面の都合もある

ので骨子のみ述べてみたい。

一、単文または連文節への分解

クセの文章を、意味の上で、主語と述語からなる単文またはひとつの意味をなす連文節に分解することを原則とする。当然主語が省略されていることが多い。例えば、敦盛のクセの初めは表1のように分解する。清経の例でいえば、（保元の春の花）（寿永の秋の紅葉とて）（散りちりになり浮かむ）（一葉の舟なれや）（柳が浦の秋風の）（追ひ手顔なる後の波）（しらすぎの群れ居る松見れば）……と分解する。

二、単文または連文節の種類分け

分解した単文または連文節を、「行動描写」「心情描写」「情景描写」「状況説明」の4種類に分類する。勿論、「行動描写」であり、同時に「情景描写」であるものもあり、複数選択は可能とする。ただしほとんどの「行動描写」と「情景描写」は同時に「心情描写」と判断されるので、あえてこの重複選択はしないものとする。つまり「心情描写」は純粋に「心情描写」のみのものとする。「状況説明」にその他を含める。例えば、敦盛の例で分類すると表1のように

なる。

表1 敦盛クセの単文（連文節）分解例と種類分け

敦盛クセの単文（連文節）分解例	行動描写	心情描写	情景描写	状況説明
しかるに平家世を取って				○
二十余年まことにひと昔の		○		
過ぐるは夢のうちなれや		○		
寿永の秋の葉の四方の風に誘はれ			○	
散りちりになる一葉の			○	
舟に浮き	○		○	
波に臥して	○		○	
夢にだにも帰らず		○		
籠鳥の雲を恋ひ			○	
帰雁列を乱るなる			○	

表2 世阿弥修羅能のクセの描写の種類の出現率比較表（単位：％、総数は個数）

	行動描写	心情描写	情景描写	状況説明	行動+情景	単文総数
通盛	50	18	14	23	5	22
実盛	50	25	15	15	5	20
頼政	50	11	33	22	17	18
清経	45	34	37	2	18	38
敦盛	29	25	71	4	29	24

三、各描写の種類と「行動描写+情景描写」の総単文（連文節）数に対する出現率

表2に分析結果を示すとく、通盛と実盛はほとんど同率である。行動描写率は五十%と高く、情景描写率は、特に「行動描写+情景描写」

の比率が低い。ところが、頼政、清経、敦盛の順に行動描写率が減少し（ただし頼政は五十%同率）、情景描写及び行動描写と情景描写の総和の比率が増加していくことが明白である。三宅氏の通盛、清経、敦盛に関する指摘は表2の数字により定量的に裏付けられている。ところで横道

萬里雄氏は「実盛のはなし」能楽思潮三十二号（昭和四十年七月）で「世阿弥が書いた実盛の文章自体が、類型的なクセを舞わせないつもりで書いているのだと思います」と指摘しておられる。この指摘は、三宅氏が舞踊的性格でない所作を演じる曲舞とされる通盛と同じ程度の用語構造を実盛が持つことから納得される。これらクセの定量的な詞章分析より、修羅能のクセが謡舞化して、舞グセとなつていく程度からも、「実盛、頼政グループが清経、敦盛グループに先行する」という先に得られた結論が支持される。

『狂言集成』挿絵の誤りについで

藤岡 道子

狂言の絵画について、近年いささかの考察をまとめてきた。狂言の研究に、特に写真資料のない時代の狂言研究に、絵画資料が非常に有効であることは論ずるまでもないが、その数の少なさと絵画を史料とすることの危うさでその活用は活発ではなかつた。ありていに言えばほとんど

等閑に付されてきたこの分野の資料は、それゆえ参考として使用されるべき誤つた用いられ方をすることも多い。例えばその絵画の筆者、制作年代、また画中の曲名の誤りなど、ガイドブックや図録などを開いて気付かれたかたも多いであろう。

『狂言集成』は和泉流三宅派の台本で、本狂言のほか番外曲、間狂言も含んで収載曲数のきわめて多い、研究上にも一級の資料である。本狂言には挿絵が付されており、舞台をさながら見るようその有益なことこの上もない。挿絵は、『狂言集成』出版当時（昭和六年）の舞台写真、版本『狂言記』の挿絵、および近世初期の狂言絵（『狂言集成』序言に、故黒木勘蔵氏の所蔵で、時代は元禄を下らぬ、然も出処の正しい逸品と記されているもの）の三種である。挿絵に関する説明は右に引用した序言の一行のみで、舞台写真に日時や役者名など注記のないことも惜しまれるところである。

さて本稿においては、右に挙げた三種の挿絵のうち三番目の狂言絵について言及したいと思う。この類の狂言絵は全部で四十四葉あり、いず

れも扮装した役者のみの画面で、建築としての舞台や観客や周囲の景観などは描かれず、すなわち演出資料として信頼するに足るものであると考えられる。たとえば一葉めの「朝比奈」のシテはさばき髪に白鉢巻、七つ道具を腰に差し、太刀を佩いて白大口をつけている。これは「続狂言記」の挿絵に近いが、上着が白水衣でない厚板風の衣装を垂折のように着ている。この絵と「続狂言記」の挿絵とは時代が近いと考えられる



「狂言集成」 因幡堂 挿絵

が、当時のシテの扮装に多分にバリエーションがありえたことがうかがえるわけである。またたとえば二十葉めの「墨塗」には泣くまねをして顔に墨を塗ってしまふ女がふたり描かれており、この絵の基づいた台本がどのような内容であったのか、気になるところである。

この四十四葉の狂言絵のうち誤って別の曲に挿入されているものが二葉ある。「因幡堂」および「枕物狂」で、その絵を次に引用する。



「狂言集成」 枕物狂 挿絵

一見してわかるようにこの「因幡堂」の絵は「鷲」、「枕物狂」の絵は「法師が母」である。「鷲」において神泉苑の鷲のまねをする太郎冠者が白い衣を被っている様が、「因幡堂」の西門のシーン、女が衣を被いで夫をだまそうと立っているところに誤解されたのであろう。「狂言集成」の狂言絵にあって、被衣の下にはありありと丸紋の狂言袴がのぞいている。顔のあたりにはくちばしに見たてた扇が見えている。「因幡堂」でないことは明瞭なのだが、こうした誤りがあるのである。「法師が母」の絵は「枕物狂」とは取り違えようもないのだが、肩の笹が誤らせたのだらう。この挿絵の誤りは昭和四十九年の復刻版においても訂正注記されず使われている。絵画資料がいかなる扱いを受けていたか、しかしそれは今日に至ってもさして変わらぬ状況であることを思えば、当時を責められないのかも知れぬ。

「狂言集成」挿絵には先に引用した「墨塗」のほか、当時の面白い演出を伝えるものがある。「犬山伏」の犬の毛ころも、「うつは猿」の猿の扮装。「千鳥」の太郎冠者は桶を足に

結わえて引いてゆく。「狂言集成」の挿絵が演出資料として信憑性のあるものであることは前述した。誤りは惜しみつつ、適切に活用していくことが今後の課題であらう。

(本稿は「描かれた狂言―近世狂言絵画の諸例を見わたす」聖母女学院短期大学研究紀要第三十集二〇〇一・三発行の拾遺編である。)

高等学校国語科における「謡曲・狂言」の教材化の試み

新指導要領における「国語科」教材の可能性を探る

江崎 寛

一 はじめに

平成十五年より新指導要領が施行される。国語科は、選択必修が「国語総合」・「国語表現Ⅰ」、選択必修科目が「国語表現Ⅱ」・「現代文」・「古典」・「古典講読」等となる。これらの科目において日本古来の伝統文化である「古典の世界」(謡曲・狂言)がどのように扱われるのか非常に興味深い。本稿では、高等学校国語科であまり取り上げられなかつ

た「謡曲・狂言」の教材化の可能性及びその問題点を考察してゆきたい。

二 「謡曲・狂言」を扱い得る教科・科目について

- (1) 国語科・「国語総合」・「古典講読」新指導要領では、古典は、必修科目の「国語総合」、選択科目の「古典」及び「古典講読」において扱われる。この点では現行と同じである。
- (2) 芸術科・「音楽Ⅱ」新指導要領の音楽Ⅱでは、内容の取扱い(3)に「主として三味線楽(語り物)、能楽・琵琶楽などを扱うようにする。」とある。
- (3) 「総合的な学習の時間」・「学校設定科目」教科横断的な色彩の強い「総合的な学習」の中の一単元として扱える。同様に「学校設定教科」において、国語に属する「郷土文学」、「地理歴史に属する「郷土文化」、芸術に属する「伝統芸能」等の科目で扱える。また「学校設定科目」として、伝統芸能、伝統音楽、武道、茶道、和装、伝統工芸などを内容とする「日本文化」などという科目を設定できれば、

その一単元として「謡曲・狂言」を扱い得る。

三 国語科における「古典」と「謡曲・狂言」との関連について

- (1) 国語科における「古典」の位置の変化 新指導要領下の国語科は、展開内容も大きく変わり「話すこと・聞くこと」に十五時間程度、「書くこと」に三十時間程度という具体的配当時間が明示される。したがって授業展開は古典の読解を重視した従来とは大きく異なってくる。古典に充てられた時間を、今後は維持できなくなる可能性が高い。
- (2) 教科書における「謡曲・狂言」 「謡曲・狂言」が教材として採用されている教科書は、まれである。平成十二年度用国語科全教科書の出典調査(一高等学校の国語教科書は何を扱っているか。)(京都書房)によると「大黒連歌」・「隅田川」・「井筒」・「忠度」・「道成寺」の五つである。この状況は新指導要領下では、より悪化する。授業時間数減少で教科書会社側としても、従来の内容を維持するために「謡曲・狂言」は採用しにくくな

る。ある教科書会社に問い合わせたところ、現在「謡曲・狂言」を教材として掲載している教科書も、次回改訂では掲載されないだろう、との回答であった。

四 「謡曲・狂言」を取り入れた想定授業案

- 「謡曲・狂言」を教材化する場合には、二つの方法が考えられる。一つは導入教材として、もう一つは、発展教材としてである。以下にその想定概略案を示す。
- (1) 導入教材としての「謡曲・狂言」(謡曲「融」と宇治拾遺物語・第一五二「河原の院融公の霊住むこと」) 授業展開案(全三時限)
 - ① 第一時限(謡曲)「天才鑑賞と解説及び読解」
 - ② 第二時限(謡曲)に描かれた融像の理解と宇治拾遺物語の読解
 - ③ 第三時限(宇治拾遺から謡曲へ「融」像の変化・グループ学習)
 - (2) 発展教材としての「謡曲・狂言」(源氏物語「葵」から謡曲「葵」へ) 授業展開案(全六時限)
 - ① 第一時限(源氏物語の概要と「葵」の巻)

- ② 第二時限(第四時限)「葵」の読解
- ③ 第五時限(謡曲)「葵上」の能楽堂での鑑賞
- ④ 第六時限(源氏物語)「葵」と謡曲「葵上」の比較・グループ討論

五 「謡曲・狂言」の教材化における提言

- 以上、「謡曲・狂言」と高等学校国語科との関連及び「謡曲・狂言」を教材とした想定授業案を示してきた。以下にそれらを元に考察した提言等を示したい。
- (1) 「学校設定教科・科目」における「謡曲・狂言」の積極的な採用。 新指導要領において設定可能になった「学校設定科目」及び「学校設定教科」を積極的に活用すれば「謡曲・狂言」を大胆に教材化できる可能性が開ける。これらの科目は、検定教科書が用意されないため、教材採択が自由になるからである。
 - (2) マルチメディア教材の導入による「情報」との合科授業の活用 新教科「情報」において利用できるインターネットを活用した「謡曲・狂言」関連のコンテンツ

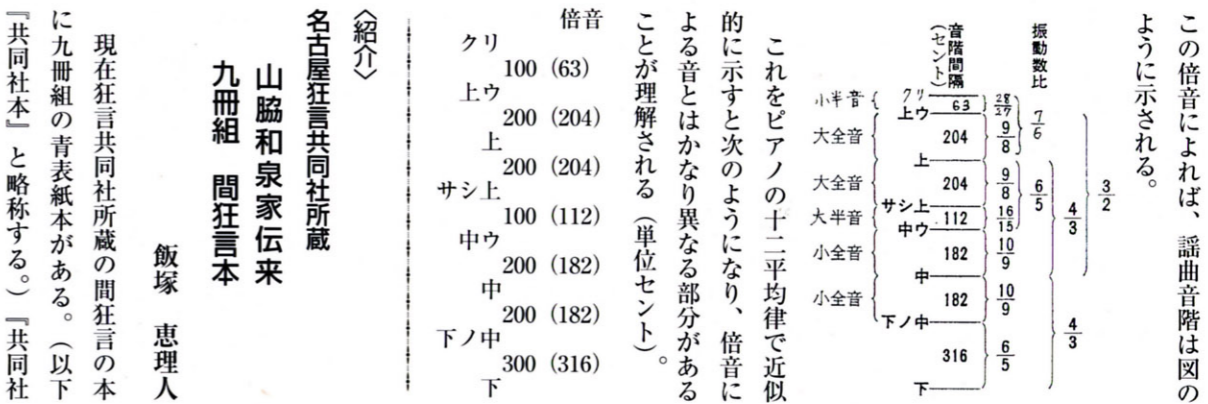
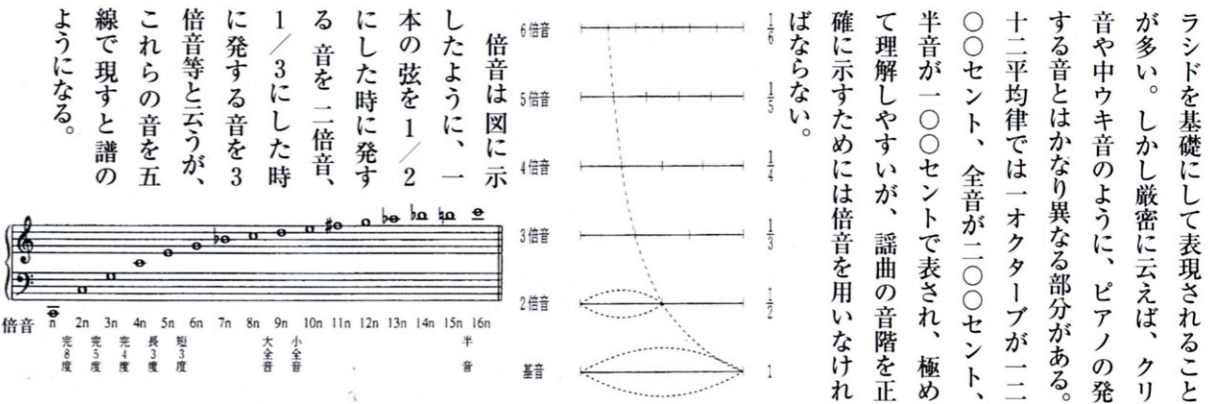
の拡充を積極的に図る。またマルチメディア教材の作成等も積極的に行うことにより国語科と教科「情報」との合科的授業で「謡曲・狂言」を扱える可能性が開ける。

(3) 地域の施設や関係者との連携
学校外の「能・狂言」サークルや各都市に点在する能舞台を中心としたボランティアによる学校教育への積極的な参加が望まれる。

新指導要領下、国語科単独では、「謡曲・狂言」を積極的に教材化できる余地は、減少するが、総合的な学習の時間や学校設定科目・教科を効果的に運用すれば、国語科という単独の教科を越えた新たな形での「謡曲・狂言」を学校教育の中に再生できる可能性が高い。そのためにも学校外の関係団体の積極的な支援やアプローチが今こそ必要とされている。

ラシドを基礎にして表現されることが多い。しかし厳密に云えば、クリ音や中ウキ音のように、ピアノの発する音とはかなり異なる部分がある。十二平均律では一オクターブが二〇〇セント、全音が二〇〇セント、半音が一〇〇セントで表され、極めて理解しやすいが、謡曲の音階を正確に示すためには倍音を用いなければならない。

この倍音によれば、謡曲音階は図のように示される。



これをピアノの十二平均律で近似的に示すと次のようになり、倍音による音とはかなり異なる部分があることが理解される(単位セント)。

本」は山脇和泉家に伝来し、和泉流家元であった佐藤清次郎氏から、井上礼之助師を通して共同社にもたらされた。奥書等はないが、内容から考えて現在知られている和泉流の間狂言本の中で最古に属する本ではないかと思われる。稀曲の詞章を多く持つことが特徴である。題箋に「九」の字が入っているのはある段階でこの本が九冊のまとまりを持つと意識されたためと思われる。

題箋に書物の順番は記されていない。現在の五番立分類から考えて、このような順が想定されていたのではなからうかという予想で本の順を定め、曲目を挙げさせて頂いた。御教示の程をお願いしたい。この書については順次紀要等で翻刻・発表させて頂くことになっているが、とり急ぎ、その題箋と曲名目録のみ紹介させて頂きたい。(一)内は欠字推定)

〔一〕「語脇能 九上」

(1) 高砂 (2) 志賀 (3) 弓八幡 (4) 呉服 (5) 佐保山 (6) 右近 (7) 追松 (8) 鶴羽 (9) 御裳濯 (10) 淡路 (11) 放生川 (12) 伏見 (13) 岩舟 (14) 箱崎 (15) 浦嶋 (16) 玉采嶋川 (17) 子守 (18) 葛城賀茂 (19) 吉野

謡曲の音階表示について

(前号の続き)

小島 英幸

謡曲の音階は、ピアノによる十二平均律が普及している現代では、一般にはピアノの発するドレミファソ

- (二)「末社 脇能 九下」
- (20) 賀茂 (21) 難波 (22) 白髭 (23) 嵐山 (24) 白楽天 (25) 寢覚 (26) 源大夫 (27) 小鍛冶 (28) 鶴羽 (29) 道明寺 (30) 和布刈 (31) 九世戸 (32) 江嶋 (33) 松尾 (34) 雨月 (35) 鶴祭 (36) 玉井 (37) 絵馬 (38) 七夕 (39) 熱田 (40) 浦嶋 (41) まないの原 (42) 孫思邈 (43) 持統 (44) 西王母 (45) 東坊作 (46) 養老 (47) 金札 (48) 大社 (49) 氷室 (50) 竹生嶋 (51) 同 (52) 鶴亀 (53) 皇帝 (54) 賀茂御田 (55) 白髭道者 (56) 追松
- (三)「修 羅語問 九」
- (57) 田村 (58) 頼政 (59) 真盛 (60) 忠則 (61) 籠 (62) 敦盛 (63) 兼平 (64) 道盛 (65) 八嶋 (66) 朝長 (67) 知章 (68) 碓潜 (69) 野口 (70) 巴 (71) 河原太郎 (72) 貞任 (73) 悪源太 (74) 経政
- (四)「女語問 九」
- (75) 江口 (76) 井筒 (77) 芭蕉 (78) 定家 (79) 采女 (80) 玉葛 (81) 東北 (82) 野々宮 (83) 夕顔 (84) 当摩 (85) 仏原 (86) 伯母捨 (87) 権 (88) 浮舟 (89) 小蝶 (90) 桧垣 (91) 梅枝 (92) 葛城 (93) 海士 (94) 六浦 (95) 誓願寺 (96) 龍田 (97) 橋姫 (98) 半部夕顔 (99) 空蟬 (100) 三輪

- (101) 落葉 (102) 濕衣
- (五)「雑語問 九」
- (103) 項羽 (104) 舟橋 (105) 錦木 (106) 女郎花 (107) 鶴飼 (108) 阿漕 (109) 野守 (110) 遊行柳 (111) 鶴 (112) 融 (113) 熊坂 (114) 小塩 (115) 雲林院 (116) 伏木曾我 (117) 狸々 (118) 諸社 (119) 獅子 (120) 信夫 (121) 草薙 (122) 泣不動 (123) 求塚 (124) 鐘馗 (125) 松虫
- (六)「語之類 九上」
- (126) 殺生石 (127) 世界 (128) 車僧 (129) 大仏供養 (130) 現在鶴 (131) 羅生門 (132) 土蛛 (133) 長郎 (134) 二人祇王 (135) 守久 (136) 橋弁慶 (137) 大原御幸 (138) 鉢木 (139) 柘狩 (140) 鶴亀 (141) 鞍馬天狗 (142) 夜打曾我 (143) 大会 (144) 舍利 (145) 同
- (七)「詠の類 九下」
- (146) 雷電 (147) 輪藏 (148) 飛雲 (149) 葛城天狗 (150) 大磐若 (151) 一角仙人 (152) 富士山 (153) 菅丞相 (154) 松山 (155) 生賢 (156) 空巴 (157) 玄上 (158) 空腹 (159) 正尊 (160) 錦戸 (161) 橋尾 (162) 太勢太子 (163) 龍虎 (164) 檀風 (165) 繩鈴木 (166) 桜間 (167) 巖洞 (168) 犀 (169) 河水 (170) 調伏曾我 (171) 馬佐佐木 (172) 第六天 (173) 降魔 (174) 石橋
- (八)「応答 九上」

- (175) 安宅 (176) 昔刈 (177) 天鼓 (178) 藤栄 (179) 藤戸 (180) 春栄 (181) 舟弁慶 (182) 黒塚 (183) 籠太鼓 (184) 道成寺 (185) 国栖 (186) 果月 (187) 百萬 (188) 葵上 (189) 自然居士 (190) 東巖居士 (191) 感陽宮 (192) 放下僧 (193) 吉野静 (194) 三井寺 (195) 西行桜 (196) 楊貴妃 (197) 善知鳥 (198) 松風 (199) 小袖曾我 (200) 邯鄲 (201) 班女 (202) 竹雪 (203) 富士太鼓 (204) 木賊 (205) 七騎落 (206) 俊成忠則 (207) 望月 (208) 小督 (209) 雲雀山 (210) 俊寛 (211) 愛染河 (212) 山姥 (213) 夜打曾我 (214) 大江山
- (九)「応答 九下」
- (215) 鳥追 (216) 元服曾我 (217) 水無瀬 (218) 丹後物狂 (219) 土車 (220) 弱法師 (221) 蟬丸 (222) 兼元 (223) 身壳 (224) 正儀 (225) 太木 (226) 横山 (227) 局六代 (228) 卷衣 (229) 関原与一 (230) 唐船 (231) 斎藤五 (232) 春近 (233) 常陸帯 (234) 善司曾我 (235) 金輪 (236) 岡崎 (237) 武文 (238) 愛寿 (239) 初雪 (240) 同 (241) 庭鳥龍田 (242) 鷲 (243) 現在熊坂 (244) 広元 (245) 清重 (246) 隠岐院 (247) 撰待 (248) 粉河寺 (249) 室君 (250) 比良 (251) 皇帝 (252) 高野敦盛 (253) 木曾願書 (254) 篋祇王 (255) 羊 (256) 綾之鼓 (257) 双紙洗 (258) 千引 (259) 返

魂香 (260) 烏帽子折 (261) 会盟 (262) 浜涯 (263) 〔水〕無月祓 (264) 高野物狂

付記 貴重な間狂言本の閲覧・翻刻を許可頂きました佐藤友彦先生に心より感謝致します。

丹波猿楽矢田座の転出時期

林 和利

本座とも称された丹波猿楽の矢田座は、南北朝から江戸初期にかけて、現在の京都府亀岡市矢田町を本拠として活動した。矢田(鍛山)神社の神事猿楽などに奉仕していたが、やがて大和猿楽に合流し、観世座などの地謡として江戸に移住したと考えられる。ところが、その時期が明確でない。

能勢朝次「能楽源流考」は「矢田猿楽が矢田の地と全然関係なき者となり了つたのは、江戸初期」と推定している。明確なのは、同社社記にあり、①慶長十五年(一六一〇)に矢田神社祭礼で演じている、②貞享四年(一六八七)の同社神事猿楽には出演していないという二点だけである。転出はその間のいつかということになる。

慶長十五年に演じられたという矢田神社神事猿楽は、前年入封した亀山城主岡部長盛の手によって「再興」されたものであることが社記によってわかる。再興したものをその在任期間になくすはずはないと思われるので、長盛が福知山へ移る元和七年（一六二二）までは、少なくとも続いていたであろう。その間は矢田座が勤めたと考えるのが穩当である。

その後、亀山城主は岡部氏から松平氏・菅沼氏・松平氏と移って、貞享三年に久世重之氏が入封してくるのだが、矢田座が出ていないという矢田神社猿楽記録がその翌年であり、その間の記録がないというのは気になる。慶長十五年の例に倣うなら、再び途絶えていた神事猿楽を久世氏が再興したと考えられないだろうか。

少なくとも、社記の記された延宝年間（一六七三〜八一）の上演が記されていないのだから、この時期は猿楽の上演がなかったと見てよい。その直前までは演じられていたが、何らかの事情により矢田大夫がいなくなつて、上演不可能という状況が生じたと推定することは可能であろう。その危機意識によって、社記を

記したのではないか。猿楽上演のことが筆録者の意識にあったのだから、あまり遡らない時点までは演じられていたのだろう。

藩主によって再興されるならその逆もあり得るが、岡部氏転封の元和七年では早すぎる。すなわち、菅沼氏から松平氏に変わった慶安元年（一六四八）が、その有力候補ということになる。あくまで一つの可能性だが、矢田座はこの直後に丹波の地を離れたのではないだろうか。

〈彙報〉

受賞者紹介

今年度、会員・会友の中で、受賞の榮に浴された方がありますので、ご紹介致します。

飯塚恵理人

江馬賞 日本風俗史学会

平成十二年十月

寛 鉦一

愛知県芸術選奨

平成十三年三月

なりのり運運営委員会（代表 林 和利）

名古屋市芸術祭審査員特別賞

平成十三年一月

平成十二年度 例会 記録

（平成十二年五月〜十三年三月）

平成十二年五月二十八日

「金春安明氏の小泉理論に対する反論

——謡はテトラコルドではない——

七月二十三日

「伝統芸能上演会（八月十日）に向けての準備会」

各解説者

九月十七日

「作品研究『金津』」

藤岡 道子氏

十一月五日

「和泉流狂言『六義拔書』台本としての位置」

野崎 典子氏

「金剛宗家藏 尾崎浪音宛金剛藏書状について」

保田 紹雲氏

平成十三年一月二十八日

「狂言における傘の意味」

林 和利氏

三月二十五日

「岐阜県郡上郡石徹白の白山中居神社の能面について」

曾我 孝司氏

（いずれも会場は、名古屋女子大学沙路学舎南四号館三階会議室）

東海能楽研究会年報 第五号

二〇〇一年（平成十三）三月三十一日発行

代表者 寛 鉦一

幹事校 名古屋女子大学 林研究室

〒467-0003 名古屋市瑞穂区沙路町三一四〇

印刷者 共生印刷株